平成２４年（フ）第８２４７号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵２丁目５―11―101
破産者　杉野原　修
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３３３号
東京都台東区元浅草２丁目11番11号芹澤ビル３Ａ
破産者　株式会社テレコムメイト
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３３４号
神奈川県川崎市川崎区本町２丁目13―11―402
破産者　相川　栄一
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３８４号
千葉県浦安市当代島２丁目７番24号
破産者　有限会社西勝建設
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３８５号
千葉県浦安市北栄３丁目16―18―307
破産者　西脇日出子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４３４号
東京都渋谷区神宮前３丁目25―７
破産者　合場　弘泰
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４３号
東京都豊島区東池袋２丁目21番３号
破産者　有限会社エヌ・エイ・シー
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４４号
東京都練馬区谷原５丁目31―６―201
破産者　西野　圭二
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３６号
東京都渋谷区猿楽町９―５　秀和代官山レジデンス116、商業登記簿上の本店所在地東京都港区麻布十番３丁目３番２号
破産者　株式会社ラプロ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３７号
埼玉県和光市本町６―１―1204
破産者　小見山典靖
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０７号
神奈川県小田原市城山１丁目27番20号
破産者　有限会社建築設計事務所オガワ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０８号
東京都練馬区旭町１丁目34―６―202
破産者　小川　行夫
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４０号
東京都新宿区高田馬場１丁目６番16号ユニオンビル
破産者　ＧＨコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４１号
東京都練馬区下石神井１丁目14―８
破産者　劉　　錦相
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５９号
東京都港区白金台５丁目４番７号バルビゾン25　502号
破産者　株式会社ルノンプロモーション
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６０号
東京都新宿区荒木町21―１―1002　上野方、住民票上の住所東京都港区麻布十番２丁目12―２―603
破産者　雫　　廣充
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６３号
東京都板橋区赤塚４丁目29番11号
破産者　麗華商事有限会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６４号
東京都板橋区徳丸３丁目４―20―203
破産者　井科　郁哉
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６５号
東京都板橋区徳丸３丁目４―20―203
破産者　井科　智子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６６号
東京都練馬区中村１丁目20番６号
破産者　大真工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７１号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の１
破産者　花洋フードオペレーティングサービス株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７２号
千葉県浦安市富士見２丁目12―35―103
破産者　市川　誠則
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部